

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

管理 No.	K104
--------	------

所管部署：都市整備部 開発指導課
 （審査係 / 内線：3392）

根拠区分	法律 条例	
許認可等の名称	宅地造成に関する工事の計画の変更許可	
処分権者	奈良市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	宅地造成等規制法 (昭和36年 法律第191号)
	根拠規定条項	第12条第1項
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	宅地造成等規制法 (昭和36年 法律第191号)
	基準規定条項	第10条第1項、第2項
基準規定	審査基準	<p>(宅地造成に関する工事の許可)</p> <p>第10条 都道府県知事は、第8条第1項(宅地造成に関する工事の許可)本文の許可の申請があった場合においては、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。</p> <p>2 前項の処分をするには、文書をもって当該申請者に通知しなければならない。</p>
標準処理期間 (経由機関の日数)		
本票の作成日	平成29年2月15日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成18年4月1日改正（号外法律30号）	

審査基準(裏面追加)

	基準内容
審査基準等 補足	